

※原則として、産前産後期間が終了する日の属する月末をもって退園となります。ただし、出産後に就労の意志がある場合は、以下の「勤務誓約書」及び「保育継続依頼書」を提出することにより、在園児の保育を最長6か月間継続いたします。

## 勤務誓約書（6か月用）

志木市長 様

私は、現在、第 子の出産に伴い、就労をしておりませんが、産後期間が終了する日の属する月の翌月から6か月以内には就労を開始する意思があります。

就労が決まり次第、または令和 年 月 日までには、就労証明書を提出することを誓約いたします。

また、産後期間が終了する日の属する月の翌月から6か月以内に新生児の有償による保育施設への預け先の確保と就労を開始できない場合は、退園することに同意します。

〔記〕

〔求職内容〕

就労予定日数 週 \_\_\_\_\_ 日

就労予定時間 \_\_\_\_\_ 時間 \_\_\_\_\_ 時から \_\_\_\_\_ 時まで

就労希望職種 \_\_\_\_\_

添付書類 保育継続依頼書

令和 年 月 日

署名 \_\_\_\_\_

連絡（提出）先 志木市 保育課 保育園グループ  
048-473-1689